

3. 大 気

私たち人間は、空気を吸収することにより生きていますが、その大切な空気がいろいろな大気汚染物質により汚されてきています。

大気を汚す原因には、自動車の排ガスや工場・事業所のボイラー、建設工事に伴う粉じん、廃棄物の不適正焼却によるばい煙やダイオキシンなどがあります。

大気汚染の原因となる物質の、二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質・光化学オキシダントや、近年特に懸念されている微小粒子状物質（PM2.5）などについては、環境基準が設定されています。

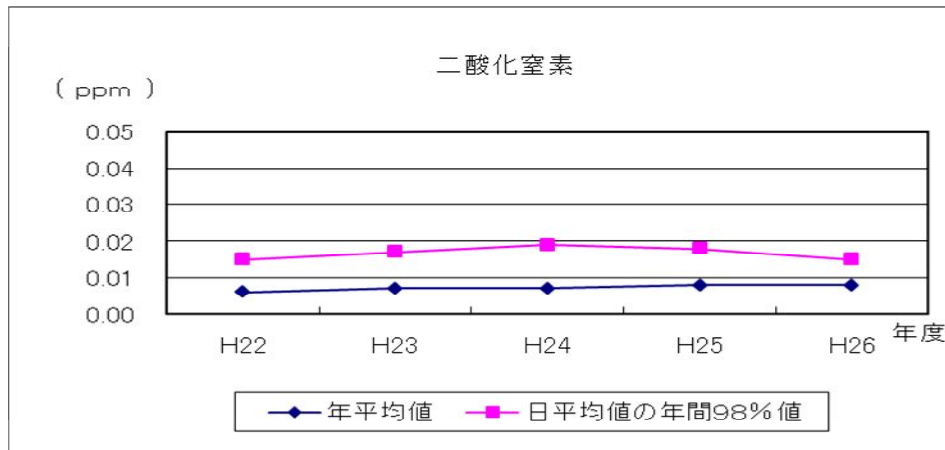
大気は、私たちが健康で安全・快適な暮らしを営む上で大切であり、基本的な要素であることから、市民・事業者・行政それぞれの立場で大気環境への負荷を低減し、保全していくことが必要です。

宮城県においては、市内（矢本字下浦）に一般環境大気測定局（矢本 局）を設置し、二酸化窒素（NO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）及び光化学オキシダント（Ox）の3項目について、常時大気汚染物質の測定を行っています。

大気汚染測定調査（矢本 局）

平成 26 年度における測定結果では、二酸化窒素（NO₂）については、環境基準を達成し経年的にも低い値で推移しているものの、光化学オキシダント（Ox）については、昼間の 1 時間値の最高値において、環境基準値を超過しています。

二酸化窒素（NO₂）

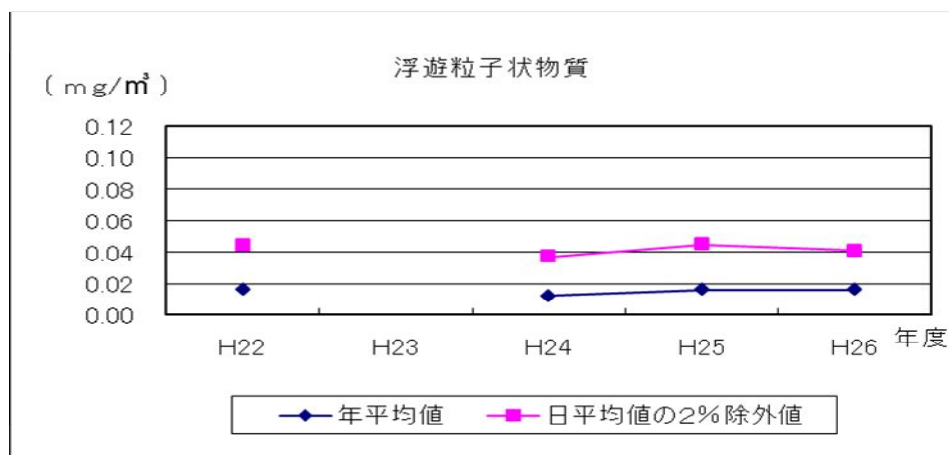


単位：ppm

年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
年平均値	0.006	0.007	0.007	0.008	0.006
日平均値の年間98%値	0.015	0.017	0.019	0.018	0.015

環境基準：1時間値の日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下
 環境基準の適否評価：日平均値の年間98%値が環境基準の上限値となっている0.06ppm以下の場合に、98%値による環境基準に適合したと評価します。

浮遊粒子状物質 (SPM)



単位：mg/m³

年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
年平均値	0.016	-	0.012	0.016	0.016
日平均値の2%除外値	0.044	-	0.037	0.049	0.041

環境基準：日平均値が 0.1mg/m³ 以下で、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m³ 以下。

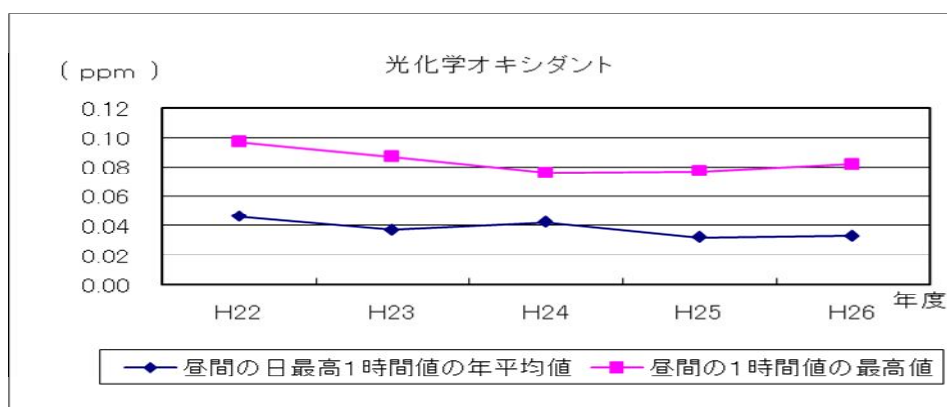
環境基準の適否評価：次の 2 条件を同時に満足した場合、長期的評価による環境基準に適合したと評価します。

日平均値の 2%除外値が 0.10mg/ m³ 以下。

日平均値が 0.10 mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続しない。

平成 23 年度については、有効測定時間不足によりデータなし。

光化学オキシダント (Ox)



単位：ppm

年 度	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
昼間の日最高1時間値の年平均値	0.046	0.037	0.042	0.032	0.03
昼間の1時間値の最高値	0.097	0.087	0.076	0.077	0.082

環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下

環境基準の適否評価：1 年間で 0.06ppm を超えた時間数がゼロの場合にのみ環境基準に適合したと評価します。